## 第111回 北海道地方交通審議会船員部会 議事概要

開催年月日 平成29年12月15日(金)

開催場所 北海道運輸局6 F 会議室

## □議 題□

1. 審議事項

船員に関する特定最低賃金の改定(案)について

## 2. 報告事項

- (1) 平成29年最低賃金専門部会(3業種)審議結果について
- (2) 管内船員職業安定業務取扱状況(平成29年11月分)について
- (3) 離職四法に基づく減船離職船員現況調べについて
- (4) 離職四法に基づく求職者手帳発給数及び支給実績について
- 3. その他
- (1)情報交換
- (2) 次回の船員部会開催日について

## □議事概要□

- 1. 審議事項に入る前に、平成29年度最低賃金専門部会(3業種)審議結果についての報告が各専門部会長から行われた。
- 2. 船員に関する特定最低賃金の改正(案)についての審議に入り、事務局より下記について提案があり、原案のとおり決議された。

北海道地方交通審議会船員部会は、北交審第26号(平成29年8月14日付)により本船員部会に付託された船員に関する特定最低賃金「北海道内航鋼船運航業及び木船運航業」、「北海道海上旅客運送業」及び「北海道漁業(沖合底びき網)」の改正について、下記のとおり答申することが適当であるとの結論を得ましたので報告します。

(1)北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金

職員 「245,800円」を「246,800円」に、

ただし書の職員 「229,350円」を「230,350円」に、

部員 「186, 500円」を「187, 600円」に、

ただし書の部員 「177,350円」を「178,450円」に改正

(2)北海道海上旅客運送業最低賃金

職員 「241,650円」を「242,700円」に、

部員 「180,450円」を「181,500円」に改正

(3)北海道漁業(沖合底びき網)最低賃金

1人歩船員 「197,900円」を「198,700円」に改正

3. 事務局より、今後の効力発生までの手続き等について、説明があった。

- 4. 事務局より平成29年11月分の管内船員職業安定業務取扱状況について報告があった。 委員より当月の成立数が0だった件に関して過去2年間の傾向について質問、意見交換があった。求人・求職とも低下傾向がみられる。
- 5. 情報交換

次回の船員部会は、平成30年1月26日(金)13時30分より開催することを確認した。

(以 上)

北海道運輸局海事振興部船員労政課